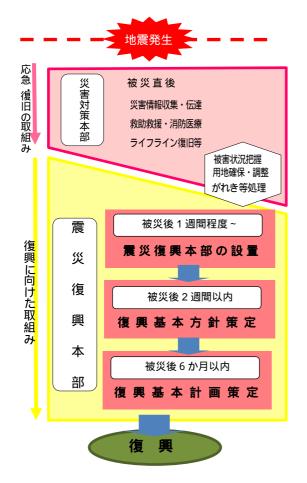
都市復興マニュアル基礎調査報告書のあらまし

1 調査の目的と背景



(1) 調査の目的と背景

東京都では、東京が大震災に見舞われた場合、被災後 1週間程度で震災復興本部を設置し、速やかに復興基本 方針を策定、6か月を目途に復興基本計画を決定し、そ の後、復興事業を推進することとされている。

このプロセスを迅速かつ適切に遂行するためには、事前に、区民との合意形成のあり方や復興都市計画の策定に関わる職員の行動指針や手順をマニュアル等にして、検討・準備しておく必要がある。

こうした背景のもと、本調査は、以下の項目の検討・ 分析を通じて、当区の都市復興マニュアルの基本的な方 向性と課題を整理することを目的に実施した。

調査項目

- ・近年の防災・復興対策状況の整理
- ・本区の震災火災の特性と復興からみた地区類型
- ・復興まちづくりモデルスタディと実現手法の検討
- ・「事前復興ビジョン」の策定に関する検討
- ・時限的市街地の形成に関する検討
- ・都市復興マニュアルと都市復興の推進に関する条例の検討

2 近年の防災・復興に関する対策状況の整理

(1) 災害事例からの教訓

過去の災害事例では、甚大な被害を受けた市街地に土地区画整理事業を適用することが主流であったが、阪神・淡路大震災以降、生活再建に向けた支援策が拡充する傾向がみられる。

また、阪神・淡路大震災の教訓として、被災前の住民のまちづくり活動の熟度によって復興の進捗が異なるとの認識から、「事前復興計画」の必要性が広く定着するようになった。

(2) 復興マニュアル、復興条例の事例の収集、整理

東京都では、平成 9 年に「都市復興マニュアル」、平成 10 年に「生活復興マニュアル」、平成 15 年に両者を統合した「震災復興マニュアル」を策定した。

平成 21 年 3 月東京都では、都区の役割分担を示した区市町村向けの震災復興標準マニュアルを作成した。特別区では 14 区でマニュアルが策定され、震災復興の推進に関する条例は 7 区で制定されている。

3 豊島区の震災火災の特性と復興からみた地区類型

(1) 復興対策基本図の作成

東京都震災復興マニュアルでは、震災後1か月以内に復興対象地区を設定し、公表することとされている。本調査で作成した「復興対策基本図1」と「復興対策基本図2」と被災後の状況を表す「復興対策基本図3」を重ね合わせ、復興対象地区を指定することになる。

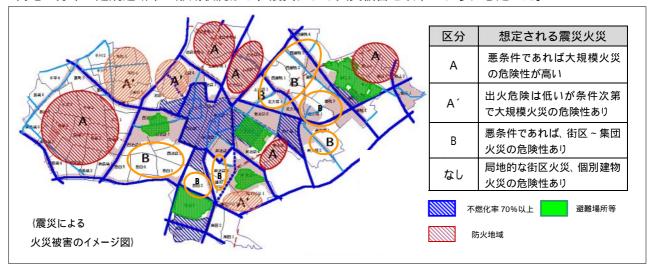
で 作 調 査 復興対策基本図 1 : 耕地整理事業や土地区画整理事業など、 (現況特性図) 実施済みの都市基盤整備の状況を表した図面 重ね合う (現行計画図) プランなど現行都市計画を表した図面 せ

作成 被災後

復興対策基本図 3 (被害状況図): 家屋被害状況を表した図面 (大被害地区) (中被害地区) (小被害地区) (無被害地区) 一般地区

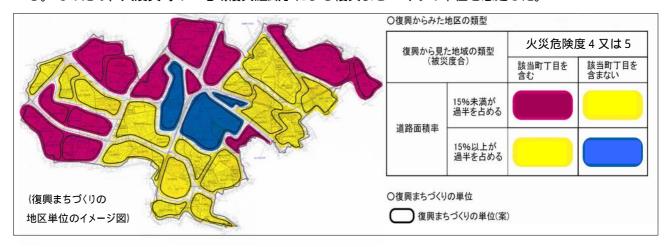
(2) 災害危険特性と震災被害のイメージ

「首都直下地震による東京の被害想定」(H18)と地域危険度調査(H20)及び本区の木造密集市 街地の分布と延焼遮断帯の形成状況から、震災による火災被害を以下のように想定した。



(3) 復興からみた地区類型の設定と復興まちづくりの単位

区民との合意形成を図りつつ復興まちづくりを進めるためには、地区特性の類似性や町会活動など 従前のコミュニティ等に配慮した単位で「地域復興組織」(復興まちづくり協議会)の設置が望まれ る。そのため、大震災時の「地域復興組織」による復興まちづくりの単位を想定した。



4 復興まちづくりモデルスタディと実現手法に関する検討

(1) 復興まちづくりのモデルスタディ

地区特性が異なる次の木造密集地域でモデルスタディを行った。

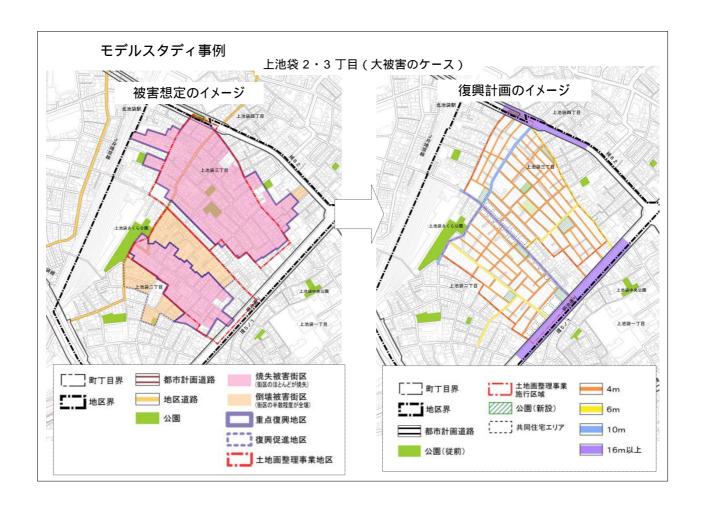
上池袋2・3 丁目 (副都心近傍で耕地整理事業実施なし、地区道路整備が必要) 長 崎1~3 丁目 (耕地整理事業実施済み、街区内密集。都市計画道路あり) 雑司が谷1・2 丁目(耕地整理事業実施なし、起伏に富む。地区道路、都市計画道路なし)

大被害(全半壊・全半焼8割以上)と小被害(同被害5割未満)のケースで復興まちづくり計画案と想定される復興事業の手法を検討・整理した。現実的な整備水準の目安として、現在の道路率より5~10%程度の上昇を見込んで設定した。

モデルスタディを実施した地区での復興まちづくりのイメージ

| | 大 被 害 | 小 被 害 |
|-------------|---|--|
| 上池袋2・3丁目地区 | 道路等 : 幅員を6mから10mに拡大し、南北方向の地区道路を確保する。 : 地区面積の3%の公園を確保し、まちづくり構想を踏まえ、地区の出入り口に公園を配置する。 土地利用等 : 幹線道路沿道には復興公営住宅、改良住宅等を配置する。 事業手法 : 都市再生区画整理事業 : 住宅地区改良事業 : 住宅市街地総合整備事業(密集宅市街地整備型) | 道路 : 基本的に現道の位置を踏襲する。 土地利用等 : 現状の土地利用を維持する。 事業手法 : 都市再生区画整理事業 : 住宅市街地総合整備事業 (密集住宅市街地整備型) |
| 長崎1~3丁目地区 | 区域設定 :地区道路Aを含んだ一体整備のため、広めに区域を設定する。 道路等 :都市計画道路補助 172 号線を整備 :公園地区面積の3%確保する。 土地利用等 :補助 172 号線沿道に復興公営住宅を配置又は共同住宅を誘導事業手法 :土地区画整備事業又沿道区画整理事業 | 道路 : 補助 172 号線の用地は確保し、現道の機能を残し、他の部分は緑地等で暫定的な利用を図る。 土地利用等 : 現状の土地利用を維持する。 事業手法 : 都市再生区画整理事業 |
| 雑司が谷1・2丁目地区 | 区域設定 : 焼失被害区域内で設定する。 道路等 : 等高線に沿って道路を配置する。 : 南北方向の道路は現道の位置を踏襲する。 : 公園は地区面積の3%を確保する。 土地利用等: 現状の土地利用を維持する。 : 復興公営住宅は地区内に整備しない。 事業手法 : 都市再生区画整備事業 | 区域設定 : 焼失被害区域内で設定する。 道路 : 道路は大被害に同じ 土地利用等 : 大被害に同じ 事業手法 : 都市再生区画整備事業 : 住宅市街地総合整備事業 |
| 白地 | ・敷地の共同化や整序化を進め、不接道敷地の解消を目指す。 ・狭あい道路拡幅整備事業で4m道路の整備を行う。 | |

注意: 上記イメージはあくまでモデルスタディであり、今後、地域住民との協議などにより、 具体的な復興計画を検討する必要がある。



上記の地区が大規模に焼失した場合、再建できない敷地が多数生じる可能性がある。そのため、土地区画整理事業を活用して、敷地の整序や道路基盤の整備を進めることが求められる。

住宅市街地としての復興を目指すことが現実的なため、極力減歩を抑えることで円滑な復興に資することが可能になる。その場合、地区道路は幅員 10m程度、区画道路は幅員 4m程度が見込まれる。また、大被害の場合、副都心と隣接するこの地区は敷地を統合して大規模な集合住宅を整備することも想定される。そのためには平時から区民との復興のまちづくりについて十分に協議をしておく必要がある。

(2) 震災復興における実現手法に関する検討

阪神・淡路大震災における市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅地区改良事業などの選定理由 や組み合わせ、事業費等の概要を調査した。さらに、大震災後に、拡充・新設された防災街区整備事業、 まちづくり交付金などの概要を整理した。

《阪神淡路大震災での事業地区数と面積及び事業費用》

| 事業の種類 | 事業地区面積 | 事業地区面積当たり事業 |
|----------------------|------------------------|-------------|
| 市街地再開発事業を中心の地区(30地区) | 0.3ha~20.1ha 平均 2.1ha | 156.3 億円/ha |
| 土地区画整備事業を中心の地区(13地区) | 0.5ha~87.8ha 平均 19.7ha | 13.7 億円/ha |
| 住宅地区改良事業を中心の地区 (8地区) | 0.8ha~4.5ha 平均 2.7ha | 43.3 億円/ha |
| 密集事業 (20地区) | 5.2ha~59.6ha 平均 20.1ha | 0.8 億円/ha |

出典:「復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査報告書」(兵庫県、平成15年3月)

《阪神淡路大震災の市街地復興における取り組み》

| 地区 | 市 街 地 復 興 の 方 向 |
|----------------------|--|
| 都心商業地区 (三宮等) | 道路等の基盤は概ね整備が済んでいるため、地区計画、総合設計等で景観に配慮しつつ再建を進める。 |
| 鉄道駅周辺等 | 市街地再開発事業、土地区画整理事業、住宅市街地整備総合支援事業(住市総)等でポテンシャルに対応した駅前広場や道路等の都市基盤と建物再建を併せて行う。 |
| 基盤未整備地区 (淡路地域) | 基盤未整備地区では、土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業(密集)等で、都市基盤 整備と建物再建に必要な敷地整備を併せて行う。 |
| 耕地整理済地区 (市街地形態有) | 土地区画整理事業、住市総事業等で必要な基盤や住宅の整備を行う。 |
| 戦災復興土地区画 整理事業済の地区 | 既に都市計画施設が整備済みであるが区画道路等が不足する市街地で面的に被害を受けた地区で は区画道路の確保のための土地区画整理事業を行い、一方、被災建物が散在する地区では自力再 建が困難な敷地の共同化を住市総事業、優良建築物等整備事業等を活用して再建を支援する。 |

当区の地域性や被害状況の想定から、以下の11の事業手法について適用の留意点を検討し、単独 の事業手法だけではなく、複数の事業を組み合わせた展開が必要であることを確認した。

《地区特性に応じた事業手法等》

| ************************************* | | |
|---------------------------------------|---|--|
| 事業手法 | 導入上の留意点 | |
| 市街地再開発事業 | ・池袋副都心地区や各駅周辺、商業集積地での重点復興地区で導入を検討する。 (1種又は2種) ・住商混在地または木造住宅密集市街地で重点復興地区の場合に導入を検討する。(2種) | |
| 土地区画整理事業 | ・住商混在地及び木造住宅密集市街地等の重点復興地区で、不接道敷地が多い地区では、 被災市街地復興土地区画整理事業、都市再生区画整理事業の導入を検討する。 | |
| 住宅地区改良事業 | ・木造住宅密集市街地等での重点復興地区や復興促進地区では、不整形な敷地や狭小な敷地の買収・除却や大量の従前移住者用住宅の供給が必要な場合に導入を検討する。 | |
| 住宅市街地総合整備事業 | ・木造住宅密集市街地等で相当の被害を受けた地区で、細街路整備を主眼とするべきところでは、「密集住宅市街地整備型」の事業の導入を検討する。・住宅の重点供給と道路・公園等の基盤整備を一体的に進める必要のある地区及び、従前居住者用住宅の早期供給が必要な地区では「拠点開発型」の事業の導入を検討する。 | |
| | ・小規模な共同建替えや、マンション再建で導入を検討する。 | |
| 防災街区整備事業 | ・住商混在地又は木造住宅密集市街地等で、被災が激しく共同建替を推進すべきところで 導入を検討する。 | |
| 被災地における復興ま ちづくり総合支援事業 | ・被災の激しいところでは、地区ごとに導入を検討する。 | |
| まちづくり交付金 | ・柔軟な復興計画・事業の推進が可能であり、積極的な導入を検討する。 ・区が作成する都市再生整備計画の提案事業で地域に必要な施設整備を盛り込むことで、 その施設整備が可能となる。 | |
| 地域住宅交付金 | ・柔軟な復興計画・事業が可能なため、同制度の導入を検討する。 ・区が作成する地域住宅計画の提案事業に地域で必要な施設整備を盛り込む。 (自ら仮設建築物を建設する場合の支援など) | |
| 地区計画 | ・建築物の高さ、敷地面積の最低限度などのほか地区施設整備が必要な場合に導入を検討 する。また、将来の事業を見込み壁面後退等をルール化することも考えられる。 | |
| 連担建築物等設計制度 | ・小規模な街区再編を図るところで活用を検討する。 | |

5 『事前復興ビジョン』の策定に関する検討

(1) 「事前復興ビジョン」の考え方

一定の被害を想定して策定する『事前復興ビジョン』(事前に示す都市復興の方針・計画)は、実際の被害に即して策定する「復興ビジョン」とは必ずしも一致しない。

被災後唐突に復興ビジョンを策定・公表してしまうと混乱を招く可能性が高いことから、適正かつ 円滑な復興事業等を進めるためにも、区民等に対して従前から『事前復興ビジョン』の考え方や方針 を提示しておくことが望ましい。こうした観点から、本区の災害の特性や現行の街づくりの方向性等 を踏まえ、『事前復興ビジョン』を策定するための方針を提起した。

(基本方針1) 震災前の都市づくりビジョンを引き継ぐ

(基本方針2) 震災前の都市づくりの課題を解決する

(基本方針3) 震災の教訓を受け止め、次の時代の安全と活力を創り出す

(2) 「事前復興ビジョン」に反映させるべき上位計画など

以下の計画を引き継ぐとともに、被害の想定を考慮して『事前復興ビジョン』に盛り込んでいく。

東京都震災復興グランドデザイン(平成13年5月)

東京都防災都市づくり推進計画(平成 16年3月)

豊島区みどりと広場の基本計画 (平成13年3月)

豊島区都市計画マスタープラン(平成 12年3月、平成16年一部修正)

豊島区住宅マスタープラン(平成21年3月)

豊島区基本構想(平成15年3月)

豊島区基本計画(平成18年3月)

池袋副都心再生プラン(平成16年4月)

池袋副都心グランドビジョン 2008 (平成 20 年 6 月)

特定地区の整備計画(被害が甚大な場合、整備計画や適用事業は再検討が必要)

(3) 本区の『事前復興ビジョン』に関する検討

復興まちづくりは地域との協働連携により進めるため、あらかじめ都市復興の基本的な方向を区民と共有しておくことが望ましい。以下では被害状況に応じた復興の方向性と都市施設や地区施設等の復興の方針案についての考え方を整理した。

重点復興地区(街区単位以上の焼失等)、復興促進地区では、面的整備も含む市街地の復興に取り組む。あわせて面的整備を行う区域内の都市施設の整備を行う。

震災前から都市施設や市街地整備事業の動向がある地区では、復興誘導地区でも実現を図る。

復興誘導地区は、住まいの復興や街区単位の不燃化・共同化・敷地整序を基本とする。都市施設の計画があり、整備環境が整わない場合は、合意形成や予定地の確保にとどめる。ただし、復興過程で、地域から要請がある場合は、実現に向けた積極的な検討を行う。

復興市街地の目標整備水準を以下とする。

道路:500m間隔で幅員6.5m以上の道路を配置する。

公園:25 h a に 1 か所の防災拠点 (学校等)又は防災公園(概ね 5,000 ㎡以上)を確保する。

敷地:幅員4m以上の道路に接するようにしすみ切りを確保する。ブロック塀等の高さを制限する。

都市レベルの復興整備方針(案)

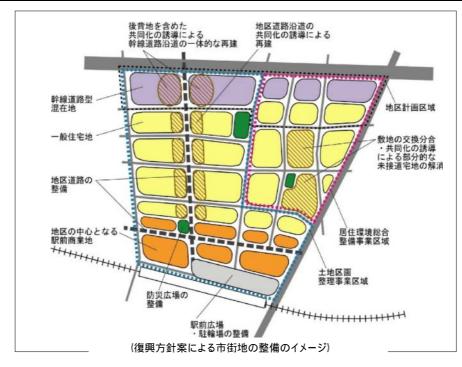
| 7.都市計画道路 | ・都市計画道路の新規路線は計画しない。・事業中の区間は被害の有無によらず事業を推進する。・第3次事業化計画路線は、整備に向けた動きを強化する。・未着手の都市計画道路の区間で、中被害地区以上の路線は整備の可否を判断する。なお、整備手法は地区の状況に即して判断する。一般地区では着手しない。 |
|----------|--|
| 1.都市計画公園 | ・面的整備を行う地区は、オープンスペース(概ね 5000 ㎡以上)を生み出す。 ・震災後大規模施設等の用地で取得できる地区は、積極的にオープンスペースの確保に努める。 |
| ウ.鉄道立体化等 | ・震災時点で、事業化への動きがあれば促進する。 |
| I.駅前の整備 | ・駅周辺の面的整備及び復興事業で前交通広場、駐輪場を確保する。 |
| 1.地区道路確保 | ・面的整備を要する地区は、路線新設変更も含め歩道付地区道路整備(概ね 500m 間隔)する。 ・中被害程度で沿道の建替え更新が予想される地区は、現道を基礎に拡幅用地を確保する。 |

地区レベルの復興整備方針(案) ~ 主な事業手法の適用の場面のイメージ~

| | ・重点復興地区、復興促進地区で、狭あい道路が多く再建築が難しい敷地が多数ある場合、復興土地区画整理事業で、敷地整序と併せて基盤整備を行う。 |
|----------|---|
| ア.面的整備-土 | ・住宅系市街地では地区道路となる道路を除く敷地に面する道路は、幅員 4m以上とし、減歩 |
| 地区画整理事 | 率を抑える。その場合は、建物後退、敷地面積の最低限度等の建築ルールを設け、密集化を |
| 業導入 | 防止する。非住宅系市街地では、特性に応じた道路ネットワーク形成を行う。 |
| | ・復興土地区画整理事業を導入した地区では、地区内の一角を被災市街地特別措置法に基づく |
| | 「復興共同住宅区」とし、共同化による被災者の住まい再建を可能にする。 |
| | ・復興誘導地区や一般地区では、これまでの整備を継続・強化し、地区施設の整備、建物の共 |
| 1.密集系・街並 | 同化や協調建て替え等の部分的な改善や住まいの再建を進める。 |
| み誘導系の | ・大被害地区、中被害地区でも、道路基盤が整備済みの地区などでは、部分的な共同化や協調 |
| 整備 | 建て替えを進めるほか、建築物の高さや壁面規制など形態・意匠・色彩、垣・柵の制限で街 |
| | 並みを誘導し、良好な住宅地環境が確保できるような復興まちづくりを進める。 |
| ウ.再開発系・土 | ・従前から再開発等に取り組んでいる地区は、復興計画に組み込んで事業を継続する。 |
| 地利用転換 | ・復興過程で再開発等の事業に合意形成が可能ならば、条件整備を促進する。 |

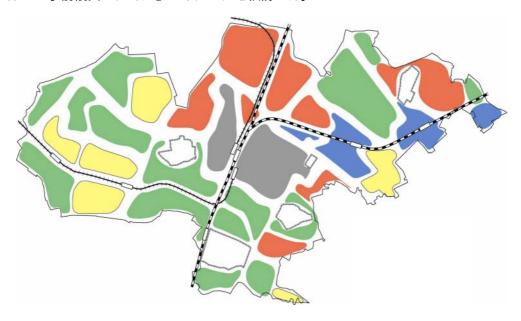
その他の事項の復興整備方針(案)

| ア.住宅供給・都 | ・副都心地区及びその周辺を住宅供給重点地区に設定し、生活環境施設やにぎわいの創出等に |
|----------|--|
| 心居住の推進 | も配慮しながら、都心居住を推進する。 |
| イ.樹木・緑化 | ・面整備を行う箇所では、緑化義務付けや壁面・屋上緑化を誘導する。 |
| ・環境貢献推進 | ・復興市街地の全域でかき柵制限(ブロック塀の高さ制限、生垣や緑化フェンス推奨)する。 |
| ウ.電線等地下化 | ・面的整備を行う箇所では、電線等の地中化を行う。 |



(4) 区全体の「事前復興ビジョン」のイメージ

「復興まちづくりの単位(2ページ)」と「地区特性に応じた事業手法等(5ページ)」並びに「本区の『事前復興ビジョン』に関する検討」(6・7ページ)を総合的に考慮し、大被害を想定した地区レベルの『事前復興ビジョン』のイメージを検討した。



(事前復興ビジョンのイメージ図)

土地区画整理事業等の面的な市街地整備により復興を検討すべき地区

- ・木造密集市街地では、土地区画整理事業等を導入し、持続的に更新可能な街並み形成を目指す。
- ・副都心に隣接する土地利用のポテンシャルが高い地区は、土地区画整理や再開発を軸にした整備を推奨する。

密集市街地の改善系の事業で道路と街並みの総合的な形成を行う地区

- ・小規模な敷地が密集しているが、道路が格子状に形成されている地区では、既存の道路網を基礎に壁面線の 指定や拡幅事業で地区道路を確保する。また、敷地の共同化・協調建替えや街区内の敷地整序を行う。
- ・未整備の都市計画道路がある場合、沿道型の土地区画整理事業を適用する。 大きい敷地や不接道敷地が少ない地区では、部分的な道路や公園整備と戸建ての再建で復興を行う。

誘導型の街並み形成で復興を進める地区

__ ・良好な街並みの形成ため、地区計画等を導入し、そのルールのもとでの復興を図る。

個別不燃化再建を主体に、可能な箇所で共同化・ミニ再開発による復興

・JR駅周辺では、街区単位の共同化や協調建て替えを組み合わせた復興を図る。また、商業・業務系用途の機能強化、駅を中心とする文化教育の拠点形成のため、市街地再開発事業を検討する。

副都心プロジェクトの積極的展開により復興に貢献すべき地区

- 池袋副都心地区では小被害の可能性が高いが、地域の活力の強化や都心居住の推進など復興に寄与するプロジェクトは、市街地再開発事業を積極的に復興計画に組み入れることが望まれる。

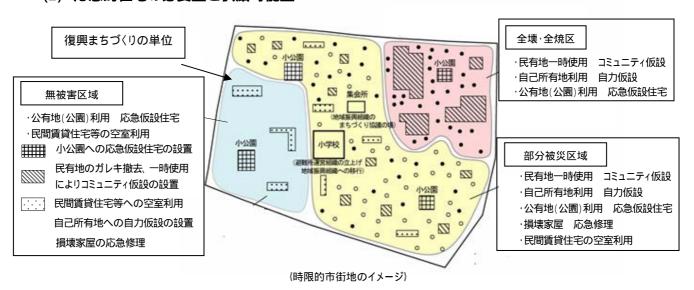
6 時限的市街地の形成に関する検討

(1) 時限的市街地の実現に向けて

阪神淡路大震災での仮設住宅は、主に遠隔地や東灘区などの人工島の広大な土地に数百戸単位で建設された。そのため、従前のコミュニティや地域産業の維持が大きな課題になった。

この教訓から、本格的な都市復興に着手するまでの過度的な期間に、出来るだけ身近なエリアで「時限的市街地」という復興ステップを設定することで、円滑な復興が可能になるものと理解されている。

(2) 応急的住宅の必要量と供給可能量



東京都の地震被害想定調査(平成18年)によると、被災1か月後の住居制約世帯は、約1万6千世帯となっている。本区の応急的住戸の必要数は、阪神・淡路大震災ベースで推定すると、約6,500世帯である。現在の地域防災計画の応急仮設住宅建設予定地24か所では、2割弱の1,200戸程度しか建設できないため、不足分の建設用地の確保や建設方法が大きな課題となる。

(3) 時限的市街地での応急住宅用の土地の確保

時限的市街地において応急住宅用の土地を確保 するためには、以下の観点から用地の確保を検討 しておく必要がある。

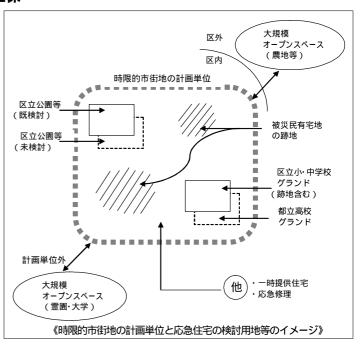
区立公園等

(既に地域防災計画で検討されている用地)

区立公園等で未検討の公園等(例:緑道公園等) 区立小中学校グランド(跡地含む一部利用想定)

区内の都立高校グランド

大規模オープンスペース (大学・墓地等の活用) 被災民有地の跡地

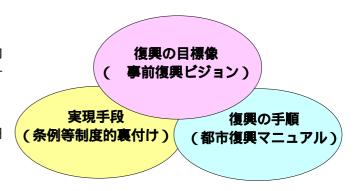


7 都市復興マニュアルと都市復興の推進に関する条例の検討

(1) 都市復興の事前対策の3つの要因

復興ビジョンに示す復興の目標像の実現に向けて、区は都市復興マニュアルに沿って都市計画等の手続を行う。

さらに、区民の権利制限等が伴うことから、 あらかじめ条例等で定めておくことで、より円 滑な復興が可能になる。



(2) 都市復興関連の条例に関する検討

復興にあたっては、重点復興地区等の指定などにより区民の財産や行動に一定の制限がかかるため、 建築制限や区域指定の基準等を事前に条例にして定めておく必要がある。その構成や考え方について 検討した。

- ・都市復興の理念
- ・震災復興本部の設置に関する事項
- ・都市の復興に関する事項(特に被災市街地復興特別措置法関連)
- ・地域協働復興に関する事項、等

(3) 「地域協働復興の進め方」

区は「地域復興組織(復興まちづくり協議会)」を認定し、事務局等も含む活動支援・専門家派遣・相談所開設等の支援措置を行う。また、復興まちづくり協議会が行う提案を尊重して市街地の復興計画を策定することが望ましい。したがって、都市復興に関する条例制定に際しては、「豊島区まちづくり推進条例」と同様に、復興まちづくり協議会への支援手続等を定めておく必要がある。

(4) 都市復興マニュアルに向けての検討

東京都震災復興マニュアルや本区の地域の特性を踏まえると、都市復興マニュアルは主として次の 1 章から 4 章で構成する。また、都市復興マニュアル策定後、全庁的に「生活復興」の分野の 5 章、 6 章を検討し、最終的に「震災復興マニュアル」を策定する。



(5) 今後に向けて

本調査をふまえ、都市復興マニュアル・都市復興関連の条例・『事前復興ビジョン』案の策定にあたり、以下の点に留意しつつ作業することで、質の高い実践的なマニュアルとすることができる。

区民参加による「震災復興まちづくり訓練」での検証を踏まえたマニュアルづくり 全庁的な職員の取り組みに基づくマニュアルづくり

『事前復興ビジョン』と都市計画的な位置づけが明確にされているマニュアルづくり

今年度予定:8~9月 首都大学東京の中林教授と神戸市職員らを講師として招き職員研修の実施

9~3月 首都大学東京の協力を得て上池袋2・3丁目で計5回の住民参加による震災復興まちづくり訓練

3月まで 都市復興マニュアル素案策定